支店又は営業所等(準管内業者)の要件について

令和5年度における支店又は営業所等(準管内業者)の認定に係る要件は、下記のとおりです。下記の要件に該当しないと認めたときは、支店又は営業所の申請を無効とし、本店登録とします。なお、認定にあたっては、現地調査で確認させていただくことがあります。

記

●建設工事

- 1. 支店又は営業所等に契約等の権限が委任されていること
- 2. 支店又は営業所等の実態があること(看板、什器等)
- 3. 支店又は営業所等に常駐職員が配置されていること

事務職員 1名以上 及び 専任技術者 1名以上

- 4. 市税納税実績又は法人設立・開設届出書の提出があること
- 5. 支店又は営業所等の法人登記があること
- ※ 常駐とは、週7日のうち、3日以上かつ18時間以上支店等に勤務していること

●測量、建設コンサルタント等

- 1. 支店又は営業所等に契約等の権限が委任されていること
- 2. 支店又は営業所等の実態があること(看板、什器等)
- 3. 支店又は営業所等に常駐職員が配置されていること

事務職員又は技術職員 1名以上

- 4. 市税納税実績又は法人設立・開設届出書の提出があること
- 5. 支店又は営業所等の法人登記があること
- ※ 常駐とは、週7日のうち、3日以上かつ18時間以上支店等に勤務していること

お問い合わせ先 甲賀広域行政組合 総務課 財政係 所在地 〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口 6677 番地 電 話 0748-62-0056 FAX 0748-63-0886